

平成27年5月26日

山形県公立大学法人
理事長 鈴木道子様

山形県公立大学法人

監事

五+嵐正明



監事

山上朗



監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、山形県公立大学法人の平成26年度(第6期事業年度 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の業務について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、役員会及びその他重要な会議に出席するほか、理事長及び本学関係者等から事業の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧するとともに、大学において業務及び財産を監査いたしました。また、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の内容につき説明を受け、検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、山形県公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

以上